

平成九年法律第百三十一号
精神保健福祉士法

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 試験(第四条―第二十七条)
- 第三章 登録(第二十八条―第三十八条)
- 第四章 義務等(第三十八条の二―第四十三条)
- 第五章 罰則(第四十四条―第四十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用して居る者の地域相談支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。)の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。

- 一 心身の故障により精神保健福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第二章 試験

(資格)

第四条 精神保健福祉士試験(以下「試験」という。)に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有する。

(試験)

第五条 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第六条 試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

(受験資格)

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ。)において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。)において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

号において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この条において同じ。)(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、厚生労働省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したものであるもの

五 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)

六 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)

七 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号及び第九号において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したものであるもの

八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等に

おいて一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

十 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

十一 社会福祉士であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるもの

(試験の無効等)

第八条 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする事ができる。

(受験手数料)

第九条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 1 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 2 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 三 申請者が、第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 ロ 次條第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第十一條 指定試験機関の役員及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十二條 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第十三條 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第十四條 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができ、これを變更しない者であること。
第十五條 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、精神保健福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、精神保健福祉士試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わせなければならない。
第十六條 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
第十七條 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。
第十八條 第十一條第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第十九條 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、精神保健福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、精神保健福祉士試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わせなければならない。
第二十條 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
第二十一條 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。
第二十二條 第十一條第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第二十三條 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、精神保健福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、精神保健福祉士試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わせなければならない。
第二十四條 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。
第二十五條 第十一條第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第二十六條 厚生労働大臣は、次の場合においては、その旨を官報に公示しなければならない。
 一 第十條第一項の規定による指定をしたとき。
 二 第二十一條の規定による許可をしたとき。
 三 第二十二條の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 四 前條第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第二十七條 この章に規定するもののほか、試験、精神保健福祉士短期養成施設等、精神保健福祉士一般養成施設等、指定試験機関その他この規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
第二十八條 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
第二十九條 指定試験機関がした処分等に係る審査請求
第三十條 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第三十一條 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
第三十二條 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三十三條 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。
第三十四條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関

に対し、試験事務に関し監督上必要な命令を出すことができる。
第三十五條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第三十六條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第三十七條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第三十八條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関

に対し、試験事務に関し監督上必要な命令を出すことができる。
第三十九條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第四十條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第四十一條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第四十二條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第四十三條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第四十四條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第四十五條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第四十六條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第四十七條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第四十八條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第四十九條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第五十條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第五十一條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第五十二條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第五十三條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第五十四條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第五十五條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第五十六條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第五十七條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第五十八條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第五十九條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第六十條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第六十一條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第六十二條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第六十三條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第六十四條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第六十五條 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第六十六條 厚生労働大臣は、この法律を施行ため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第六十七條 厚生労働大臣は、この法律を施行ため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第六十八條 厚生労働大臣は、この法律を施行ため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第六十九條 厚生労働大臣は、この法律を施行ため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第七十條 厚生労働大臣は、この法律を施行ため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第七十一條 厚生労働大臣は、この法律を施行ため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第七十二條 厚生労働大臣は、この法律を施行ため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第七十三條 厚生労働大臣は、この法律を施行ため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第七十四條 厚生労働大臣は、この法律を施行ため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

第七十五條 厚生労働大臣は、この法律を施行ため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。
第七十六條 厚生労働大臣は、この法律を施行ため必要があると認めるときは、その必要限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

の章の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第二十八條 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(精神保健福祉士登録簿)
第二十九條 精神保健福祉士登録簿は、厚生労働省に備える。

(精神保健福祉士登録証)
第三十條 厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録をしたときは、申請者に第二十八條に規定する事項を記載した精神保健福祉士登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)
第三十一條 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 精神保健福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)
第三十二條 厚生労働大臣は、精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第三十條各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 厚生労働大臣は、精神保健福祉士が第三十九條、第四十條又は第四十一條第二項の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)
第三十三條 厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(変更登録等の手数料)
第三十四條 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)
第三十五條 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、精神保健福祉士の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行うとする者の申請により行う。

第三十六條 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九條、第三十條、第三十一條第一項、第三十三條及び第三十四條の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働省」とあり、「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十四條及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)
第三十七條 第十條第三項及び第四項、第十一條から第十三條まで並びに第十六條から第二十六條までの規定は、指定登録機関について準用する。

この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十條第三項中「前項の申請」とあり、及び同條第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十五條第二項の申請」と、第十六條第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一條第二項(第十四條第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一條第二項」と、同項第三号中「第十四條第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十六條第一号中「第十條第一項」とあるのは「第三十五條第一項」と読み替へるものとする。

(厚生労働省令への委任)
第三十八條 この章に規定するもののほか、精神保健福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 義務等

(誠実義務)

第三十八條之二 精神保健福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)
第三十九條 精神保健福祉士は、精神保健福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)
第四十條 精神保健福祉士は、正当な理由がななく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

(連携等)
第四十一條 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療サービス、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第一項に規定する障害福祉サービス、地域相談支援に関するサービスその他のサービスが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。

2 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たつて精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。

(資質向上の責務)
第四十一條之二 精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

(名称の使用制限)
第四十二條 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。

(権限の委任)
第四十二條之二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)
第四十三條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第四十四條 第四十條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十五條 第十六條第一項(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十六條 第二十二條第二項(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二條第二項の規定により精神保健福祉士の名称の使用を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、精神保健福祉士の名称を使用したもの
- 二 第四十二條の規定に違反した者

第四十八條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七條(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき
- 二 第十九條(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 三 第二十條第一項(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
- 四 第二十一條(第三十七條において準用する場合を含む。)の許可を受けないうて試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき

附則 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第七号第二号及び第三号の規定(学校、職業能力開発校等又は養成施設の指定に係る部分に限る。)、第二十七号の規定(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等に係る部分に限る。))並びに附則第七号の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)
第二条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において相談援助を業として行っている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、平成十五年三月三十一日までは、第七号の規定にかかわらず、試験を受けることができる。
一 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
二 病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、相談援助を五年以上業として行つた者

(名称の使用制限に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に精神保健福祉士という名称を使用している者については、第四十二号の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則 (平成九年五月九日法律第四五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法(以下「能開法」という。)の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十七号の改正規定、能開法第二十七号の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七号の二第二項、第九十七号の二及び第九十九号の二の改正規定、第二条の規定(雇用促進事業団法第十九号第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。))並びに次条から附則第四条まで、附則

第六号から第八号まで及び第十号から第十六号までの規定、附則第七号の規定(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十三号第一項第四号中「第十号第二項」を「第十号の二第二項」に改める部分を除く。))並びに附則第十八号から第二十三号までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十二年二月八日法律第一五二号) 抄
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
一 から二十五号まで 略
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成二十二年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。))は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九十七条、第九百九十八条、第九百九十九条、第一千三百四十四号の規定 公布の日

附 則 (平成二十二年六月二日法律第五〇号) 抄
第一条 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
附 則 (平成二十二年六月二日法律第九四号)
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
附 則 (平成二十二年二月一〇日法律第七二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定(「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。)、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定(「その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。))並びに同法第七十七条第三項及び第七十八号第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七号及び第三十九号の規定 公布の日

(検討)
第二条 政府は、障害福祉施策を見直すに当たつて、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(精神保健福祉士法の一部改正に伴う経過措置)
第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八号の規定による改正後の精神保健福祉士法の規定にかかわらず、精神保健福祉士試験を受けることができる。
一 この法律の施行の際現に第八号の規定による改正前の精神保健福祉士法(以下この条において「旧精神保健福祉士法」という。)第七号第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号のいずれかの要件に該当する者
二 施行日前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この号及び次号において同じ。))に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七号第一号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づき大学に入学し、当該大学において「旧指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

三 施行日前に学校教育法に基づく大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七号第二号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)
四 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七号第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。))
五 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七号第五号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。))
六 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七号第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。))
七 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七号第八号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。))
第三十七条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条にお

た者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する基礎科目(以下この条において「旧基礎科目」という。))を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)
四 施行日前に学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるもの)に限る。以下この号及び次号において同じ。))第七号第四号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。))
五 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七号第五号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。))
六 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七号第七号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。))
七 施行日前に学校教育法に基づく短期大学に在学し、施行日以後に旧精神保健福祉士法第七号第八号に規定する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(施行日以後に学校教育法に基づき短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。))
第三十七号 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条にお

いて同じ。)を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手續、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手續、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第三十八條 (罰則の適用に関する経過措置)

第三十八條 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九條 (その他経過措置の政令への委任)

第三十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二四年六月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条

において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2

この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしななければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしななければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為については、不服申立てであつてこの法律の施行前

にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為がある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前これを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前これを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3

不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二八年六月三日法律第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年五月三十一日法律第四一号) 抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第二百二条、第二百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第五十一条、第一百四十三条、第四百九条、第五百二十二条、第五百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)、及び第六十八号並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第八八条、第九九条、第一百二条、第一百三条、第一百五条、第一百六条、第一百九条、第二百二条、第二百三条、第二百五条、第二百七条、第二百九条、第三百二条、第三百三条、第三百五条、第三百七条、第三百九条、第三百十一条から第三百六十三条まで、第三百六六条、第三百六九条、第三百七十条、第三百七十二条(フロン類の

使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。
並びに第七十三条並びに附則第十六条、第
十七條、第二十條、第二十一條及び第二十三
條から第二十九條までの規定 公布の日から
起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)
第二條 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第七條 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目的として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十七條（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る）、第四十五條、第四十七條及び第五十五條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八條第一項、第五十九條から第六十三條まで、第六十七條及び第七十一條から第七十三條までの規定 公布の日

二から九まで 略
十 第二十八條、第三十四條、第三十六條、第四十條、第五十六條及び第六十一條の規定

公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第七十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第七十三條 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目的としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九條の規定 公布の日

附 則（令和四年二月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七條中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一條の改正規定及び精神保健福祉法第五條の改正規定（「、精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三條、第二十三條及び第四十三條の規定 公布の日

二及び三 略
四 第三條の規定、第六條の規定、第八條中精神保健福祉法第四條第一項の改正規定、第十條の規定、第十三條の規定（第二号に掲げる

改正規定を除く。）、第十四條の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第十五條中精神保健福祉法第二條の改正規定（「第五條第十八項」を「第五條第十九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六條、第二十七條、第二十八條、第三十一條から第三十四條まで、第三十八條、第四十一條及び第四十二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(政令への委任)

第四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。